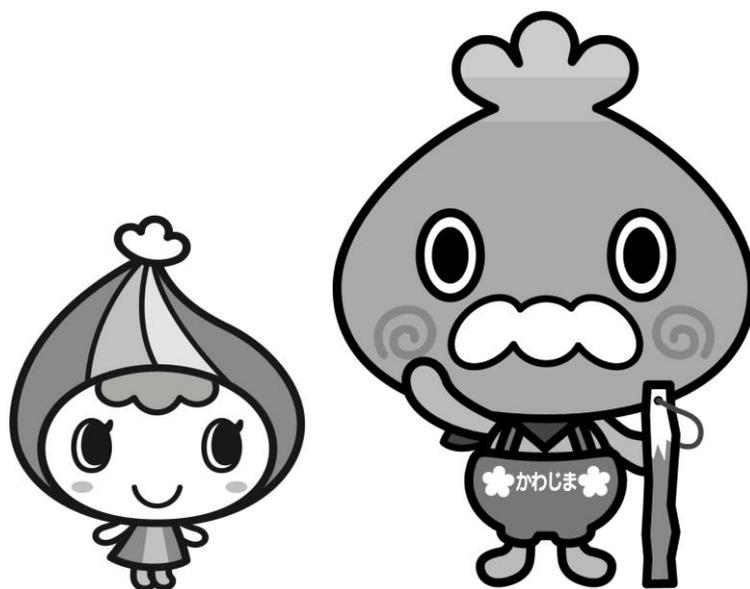


# 川島町産前産後ヘルパー

## ご利用の手引き



川島町マスコット  
かわみん & かわべえ

○ヘルパーの派遣についてのお問い合わせ

社会福祉法人 川島町社会福祉協議会

電話：049-297-7111

(受付：平日午前8時30分～午後5時15分)

○事業についてのお問い合わせ

川島町 子育て支援課

電話：049-299-1765

(受付：平日午前8時30分～午後5時15分)

# 1. 事業内容

## 1 利用対象

川島町内に住民票のある、

- ・母子健康手帳の交付を受けた方
- ・出産（流産、死産を含む）後、1年以内の方
- ・満1歳未満の児童を養育している方

※利用者の属する世帯全員が住民税及び固定資産税の未納がないことが利用登録をする条件となります。未納がある方は納入後の登録となります。

※利用登録後、ヘルパー派遣を無料で受けられる利用券を8時間分交付いたします。

## 2 支援内容（詳しくはP5をご覧ください。）

町から事業委託を受けた、川島町社会福祉協議会から派遣されたヘルパーが、家事のお手伝いを行います。屋内の日常生活における家事が対象です。

## 3 利用時間及び回数など

### 利用時間

午前8時から午後6時まで、1回につき2時間まで。

### 利用回数

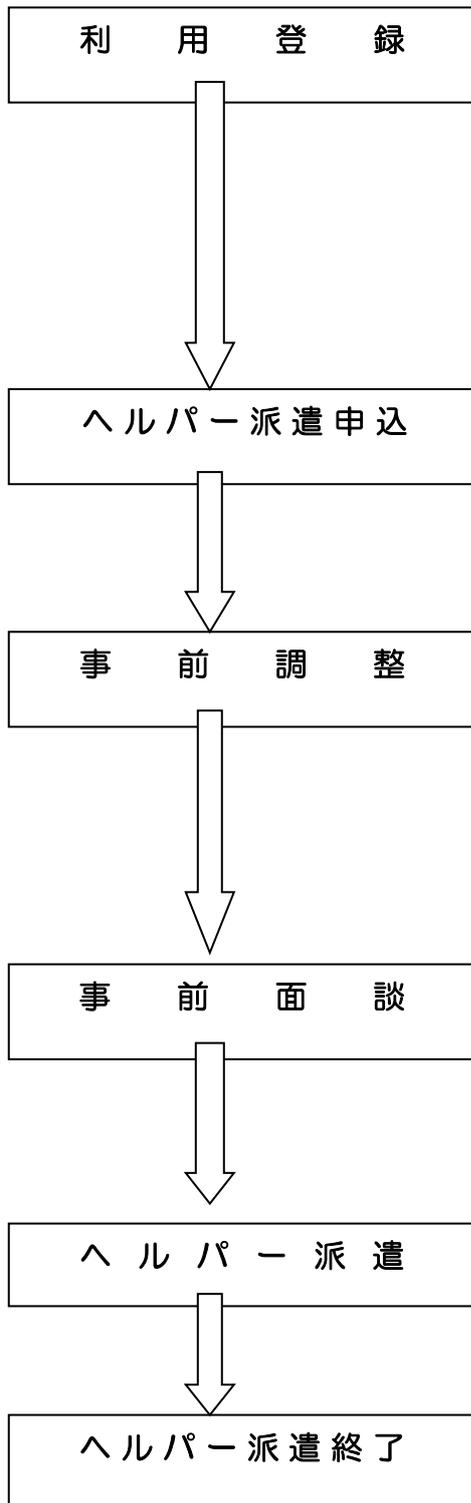
- ・（産前）登録から出産日の前日まで 10回以内
- ・（産後）お子さまが生まれた日から1年を経過する日の前日まで  
10回以内

## 4 活動場所

利用者のお宅です。ヘルパーが町内に買い物に行くこともできます。

※家事代行中は、利用者本人が在宅している必要があります。

## 2. 登録から利用までの流れ



○川島町子育て支援課へ登録申請書を提出し、利用登録をします。

この時、世帯全員の住民税及び固定資産税の未納がないか確認させていただきます。

登録後、町は利用券を交付し、社会福祉協議会へ情報を提供します。

○ご利用2週間前までに、社会福祉協議会に電話で派遣申込の連絡をします。

○社会福祉協議会が派遣内容等の希望を伺い、対応できるヘルパーをさがします。ヘルパーが見つかり次第、事前面談の日程調整を行い、利用者へ連絡します。

○利用者の自宅に川島町社会福祉協議会、ヘルパーが伺い、援助内容、日時など支援に必要な事項を確認します。

○利用者の自宅へヘルパーが訪問し、家事支援を行います。

○派遣後、利用内容を確認します。

★支払について

・利用券を使用する場合は、派遣後、ヘルパーに渡します。

・現金を伴うお支払いの場合は、派遣後、川島町社会福祉協議会の職員がご自宅に伺います。

### 3. 費用

#### 1 利用者負担金

1時間あたり500円

※派遣が1時間に満たない場合でも、1時間分として計算します。

#### 負担方法

利用券の使用（※）、または現金支払となります。

※利用券1枚につき、1時間無料でヘルパー派遣を受けられます。

※利用券と現金を併用することも可能です。

#### 2 その他費用（実費負担） ※利用券は使用できません。

#### キャンセル料

利用当日にキャンセルを行った場合は、キャンセル1回につき、キャンセル料1,000円がかかります。

#### ガソリン代

買い物などで交通費がかかる場合は、別途実費（ガソリン代）がかかります。ガソリン代は走行距離に基づき計算します。

0～5km : 100円

5～10km : 200円

10～15km : 300円（5km単位で100円増し）

#### 3 支払例

- ・2時間分の派遣（買い物含む）を受けた場合

利用者負担金	負担方法（下記のいずれか）		実費（ガソリン代）
1,000円	利用券のみ	利用券2枚	200円
	現金のみ	現金1,000円	
	利用券と現金の併用	利用券1枚、現金500円	

※買い物の商品代は、派遣中にヘルパーへ支払います。

## 4. 保険について

万が一に備え、賠償責任保険と傷害保険に加入しております。

### ○賠償責任保険

ヘルパーが利用者の身体や財物に損害を与えて、賠償責任を負った場合

保険の種類	支払限度額
対人・対物	1名1事故 1億円
管理財物（受託物）	1事故 500万円
人格権侵害	1事故 1000万円
経済的損害	1事故 1000万円
事故対応（初期対応費用）	1事故 1000万円

### ○傷害保険

利用者がケガなどをされた場合

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	300万円～12万円
入院保険日額	1日あたり 3,000円
手術保険金額	3,000円×所定倍率（5倍、10倍）
通院保険金額	2,000円（90日限り）

## 5. 支援の内容について

屋内の日常生活における家事が支援対象です。なお、託児行為は行えません。この項目を参考に内容を検討し、川島町社会福祉協議会へご相談ください。

	支援できることの例	支援できないことの例
食事の支度	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 簡単な調理 (日常的に調理可能なもの)</li> <li>• 配膳、片付け、テーブル拭き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特別な手間をかけて作る料理</li> <li>• 来客対応 (飲食や食事の手配等)</li> </ul>
衣類の洗濯	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 衣類の洗濯、干す、たたむ</li> <li>• アイロンかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家庭用の洗濯機で洗えない大きなもの、特別な手間をかけて洗うもの(カーテン、毛布など)</li> <li>• 大量の洗濯</li> <li>• 大量のアイロンかけ</li> </ul>
部屋の掃除 や片付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 居間、寝室、台所、トイレ、浴室、洗面所、玄関等の簡単な掃除</li> <li>• 新聞、雑誌等の簡単な片付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特別な手間をかけて行う掃除(大掃除、床のワックスがけ、浴室のカビ取り等)</li> <li>• 庭の掃除(草刈り、剪定等)</li> </ul>
買い物	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町内のスーパー等で購入可能な食材、日用品の買い物</li> </ul> <p>※商品代、交通費は利用者実費負担。</p> <p>※あらかじめ購入物品の指定が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 衣類の買い物</li> <li>• 日常生活必需品以外の買い物(大量、大型品の買い物等)</li> </ul>

※託児援助を希望される方は、

ファミリーサポートセンター事業、緊急サポートセンター事業をご利用ください。産前産後ヘルパー派遣事業の利用登録を受けている方は、入会手続きなしでご利用いただけます。

託児援助についての詳細は町ホームページをご覧ください。→

